

五泉の魅力 PR 動画等制作業務委託仕様書

本仕様書は、五泉の魅力 PR 動画及びパンフレット（以下、「本動画等」）を制作するにあたり、必要な事項を記したものである。

1. 業務名称 五泉の魅力 PR 動画等制作業務委託

2. 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）

ただし、本業務は繰越予算が議決されているため、履行期間の変更を行うこととしている。本業務における業務スケジュールは契約締結日から令和3年9月30日（木）として作成し、提出すること。

3. 目的

新型コロナウイルス感染症の収束後において、花や咲花温泉をはじめとする観光資源 PR 等による観光客の集客や特産品の販売増を図り、市内外に「五泉市」を発信するため、PR 動画及びパンフレットを作成することを目的とする。

4. 業務内容

受託者は、本業務の目的及び本市の魅力を理解し、本動画等の作成に係る全ての業務を行うものとする。

(1) 企画・構成・演出

- ・ プロポーザルでの提案内容を基に、本市と協議を行い、内容を決定する。
- ・ 決定した内容を基に、本動画等の構成を作成する。

(2) 撮影

- ・ 企画構成に基づき、本動画等の作成に必要な映像の撮影を行う。このとき、撮影に係る肖像権・著作権処理は委託業務に含むものとする。また、撮影に際し、使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、受託者の負担とする。
- ・ 五泉市観光大使をレポーター等に起用し、五泉市内でロケーション撮影を行うこと。
- ・ 本動画等制作に付随する連絡調整、取材、撮影、編集等の業務台本に基づき、五泉市内において映像・画像の撮影を行うこと。必要に応じ、既存の映像・画像等の使用を認める。

(3) 編集

- ・ 動画においては、映像の加工・編集、ナレーション、音楽・音楽効果、スーパー・テロップの挿入等の編集作業を行う。
- ・ パンフレット制作においては、デザイン、画像・イラストの加工・編集、見出し・解説の挿入等の編集作業を行う。
- ・ 完成までに本市による内容確認及び修正指示の機会を複数回設ける。
- ・ PR 動画の要件・規格は次のとおりとする。

- ① 以下の動画を作成する。

- i. 「観光」、「産業」、「文化・歴史」の3種類のテーマ別短編動画（各5分程度）
- ii. iの各テーマを網羅した長編動画（15分程度）
- iii. iiの内容を短縮したダイジェスト動画（5分程度）
- iv. SNS等での発信を前提とした、5種類程度のショートムービー（各10から15秒程度）

ただし、上記iからivそれぞれについて、日本語版のほか、英語版及び中国語（簡体字）版のナレーション、スーパー・テロップ挿入した動画も作成すること。

- ② 画面縦横比16：9とする。
- ③ 動画の解像度はフルハイビジョン以上とする。
- ④ 複数年使用可能な動画とする。
- ・パンフレットの要件・規格は次のとおりとする。
 - ① サイズはA4版20ページ程度を参考仕様とするが、特に指定しない。手に取ってもらいやすいサイズ、ページ数、折り方を提案すること。
 - ② フルカラー印刷とする。用紙は指定しないので、適切な用紙を提案すること。
 - ③ PR動画とリンクした内容とし、PR動画制作に用いた画像等の素材を使用すること。日本語版のほか、英語版及び中国語（簡体字）版のパンフレットも作成すること。

5. 成果品

成果品は次のとおりとする。

(1) PR 動画

- ・DVD-ROM 20枚（ジャケットカバー及びタイトルラベル付き）
DVD-ROMは一般的な家庭用プレイヤーでの再生、及びDVDドライブ付パーソナルコンピュータでの複製が可能なデータ形式とすること。
- ・Blu-ray ディスク 10枚（ジャケットカバー及びタイトルラベル付き）
Blu-ray ディスクは一般的な家庭用プレイヤーでの再生、及びBlu-ray ディスクドライブ付パーソナルコンピュータでの複製が可能なデータ形式とすること。
- ・動画データ一式
インターネット配信に適した、下記のいずれかの動画形式とすること。
MPEG4、WMV、AVI、MOV

(2) パンフレット

- ・パンフレット（日本語版）3,000部
100部を1束として納品すること。英語版及び中国語（簡体字）版は印刷不要。
- ・パンフレットの電子データ（PDF形式及びAI形式）
日本語版のほか、英語版及び中国語（簡体字）版のパンフレットもデータで納品すること。

なお、成果品は受託者において映像・画像・音楽等に係る肖像権や著作権処理を済ませたもので、所有権はすべて本市に帰属するものとする。

6. 納品場所・期限

成果品の納品は以下のとおりとする。

場所：五泉市企画政策課 企画政策係

期限：令和３年９月３０日（木）

7. 機密保持

受託者は、契約の履行にあたり知り得た情報を本契約の履行用に供する目的以外に利用しないこと。また、本市の承諾なしに第三者に開示しないこと。契約の終了後においても同様であること。